

学校法人経営に関わる制度改正 Q & A

・私立学校法の改正

日本公認会計士協会 近畿会
非営利法人委員会 学校法人部会

はじめに

平成16年5月、改正私立学校法（以下「改正法」という。）が公布され、平成17年4月から施行されることになりました。また、平成16年3月には学校法人会計基準に関する在り方検討会が「検討会まとめ」を発表し、これに基づいて学校法人会計基準の一部が見直されることになりました。

日本公認会計士協会近畿会非営利法人委員会学校法人部会では、平成16年度、これらの制度改革の流れに関するQ & Aの作成に取り組んできました。しかしながら、学校法人会計基準の見直しは平成17年1月末時点で未だ行われておらず、一方で改正法の施行日が近づいてきました。そこで、当部会では、取り敢えず私立学校法の改正部分のQ & Aだけを作成し、会員の皆様にご提供することとしました。なお、本文中の意見に関わる部分は私見であることをご了承下さい。このQ & Aが少しでも会員の方の理解にお役に立てれば幸いです。

また、学校法人会計基準の改正が明らかになり次第、そのQ & Aを作成する予定にしております。

1. 学校法人の制度改革

Q1 最近の学校法人の制度改革の流れについて説明して下さい。また、参考となる通知等にはどのようなものがありますか

A1 (1) 学校法人の制度改革の流れ

現在、我が国では規制緩和の流れや少子高齢化の流れの中で教育界全体が大きな変革期を迎えており、我が国の学校教育において重要な位置を占める私立学校は今後も健全な発展を続け、公教育の担い手として社会の要請に十分にこたえていく必要があります。そのために、大学設置・学校法人審議会の学校法人分科会の下に置かれた学校法人制度改善検討小委員会が平成15年10月10日「学校法人制度の改善方策について」を出しました。

ここでは、1.理事機能の強化、2.監事機能の強化、3.評議員機能の強化、4.財務情報の公開、5.学校法人会計基準の見直し、6.外部資金の導入、7.事務機能の強化、8.会計監査について提言がなされています。

(2) 私立学校法の改正

この度、私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）、「私立学校法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第226号）」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）」が公布され、上記の内、1.～4.について手当がなされました。

これらの改正については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」（16文科高第305号、平成16年7月23日文部科学事務次官通知）、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開について」（平成16年7月23日付、16文科高第304号、文部科学省高等教育局私学部長通知）に掲載され、また「学校法人寄付行為作成例の改正について」（平成16年8月6日付、16高私行第3号、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知）や改正私立学校法Q & Aなども公表されています。

(3) 学校法人会計基準の改正

また、5.については、専門的・実務的知識が必要とされるため、学校法人会計基準の在り方に関する検討会が、さらに検討を加え平成16年3月31日「検討まとめ」を出しました。そこでは、基本金の取崩の弾力化、注記事項の充実、有価証券の評価替等が提言されています。これらを受けて学校法人会計基準の省令改正が行われる予定です。

6.については、中長期的な検討が必要であるとされ、寄附金及び学校債の活用の推進や社会教育事業や受託研究・共同研究の推進、収益事業についても可能な限り取り組むことが望まれるとされています。

7.については事務機構の再編やアウトソーシングの活用を進めることが考えられるとしています。

最後に、8.については、内部監査、監事の監査及び公認会計士の監査を一層充実させる観点から、相互に情報交換を行う等それぞれの機能の協調が大切であると、また、公認会計士の監査機能の充実を図るため、今後とも監査事項等の見直しを図っていくことが必要であると述べられています。

2. 私立学校法の改正

Q2 私立学校法改正の概要について説明して下さい。

A2 今回の私立学校法改正では以下の点で改正されております。

(1) 理事制度の改善

理事会の設置が法定化され、意思決定機関とされました(改正法第36条1項2項)。

原則として理事長のみが学校法人を代表することとし、他の理事は寄附行為で定めた場合にその定め範囲内で学校法人を代表することになりました(改正法第37条1項2項)。これに伴い、登記を行うのは理事長及び代表権のある理事のみとなりました。

理事の選任の際、1名以上の外部理事の選任が義務づけられました。

役員(理事・監事)の定数、任期、選任、解任の方法並びに理事会に関する規定を寄附行為に記載することとされました。ただし、この場合の寄附行為の改正は、私学法改正前からある学校法人については、平成18年3月31日までに行えば良いことになっています。

(2) 監事制度の改善

監査報告書の作成及び理事会・評議員会への2ヶ月以内の提出、各事務所への備置が義務づけられました。

監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任し、評議員との兼任が禁止されました。

監事の選任の際、1名以上の外部監事の選任が義務づけられました。

(3) 評議員会制度の改善

理事長は、事業計画についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことになりました。

理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないことになりました。

(4) 財務情報の公開

学校法人は毎会計年度終了後2ヶ月以内2ヶ月以内に、新たに事業報告書の作成が義務づけられました。

財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事の監査報告書は各事務所に備え置き、利害関係者の閲覧に供しなければならなくなりました。

(5) 私立学校審議会の構成の見直し

私立学校審議会の委員の資格等については都道府県知事の判断にゆだねることになりました。

Q3 今回の改正で学校法人としては何をいつまでにしなければいけませんか。

A3 (1) 平成 17年 3月 31日までにしなければいけないこと

平成 16年 5月 12日以降設立された学校法人で役員の任期、解任の方法等の規定が寄附行為にない学校法人並びにそれ以外の学校法人で今回の私立学校法の改正を取り入れた寄附行為を平成 17年度から実施する場合には、寄附行為変更の理事会を開催し、寄附行為変更認可申請をする必要があります。登記事項が現在の理事全員から、理事長及び代表権の有する理事のみの登記となりますので、平成 17年 4月 1日における代表権を有する者の氏名について理事会で確認の決議が必要になります。

現在、監事と評議員を兼任している学校法人は、平成 17年 4月 1日以降は兼職できなくなりますのでどちらかが退任しなければならず、定数に不足が生じるため、新たに評議員 (もしくは監事) を選任する必要があります。

理事長はこれまでに加え新たに事業計画を作成し、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならなくなりました。この事業計画は、17年度開始前から作成する必要があります (私立学校法の一部を改正する法律 附則第 6条)。

(2) 平成 17年 4月 1日以降すみやかに実施しなければいけないこと

平成 17年 4月 1日以降すみやかに各法人が登記所に対して代表権者に関する登記を申請する必要があります。この「すみやかに」というのは、主たる事務所においては変更があった日から2週間以内、従たる事務所を登記している場合は、従たる事務所においては3週間以内を示しています (組合等登記令第 6条)。

(3) 平成 17年 5月 31日までに実施しなければならないこと

財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければいけません。

監事は、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出する必要があります。

(4) 平成 18年 3月 31日までに実施しなければならないこと

上記(1) 以外の学校法人にあつては、理事会決議により 寄附行為に役員 (理事・監事) の定数、任期、選任、解任の方法並びに理事会に関する規定を記載し寄附行為変更認可申請をしなければなりません。

(5) 理事・監事を新たに選任する場合に実施しなければならないこと

理事・監事ともに新たに選任する場合は、1名以上の外部理事・外部監事の選任が必要になりました。「外部」とは、選任の際「現に」当該学校法人の役員又は職員でない外部の者を登用することを義務づけるものです。なお、役員の再任については最初の選任時に当該学校法人の役員又は職員でなかった者は外部人材と位置づけることとしています。

Q4 これまでは役員改選ごとに登記していましたが、園長理事長で理事長に変更がなかった場合、変更登記は必要なくなるのでしょうか。

A4 校長(学長、園長)は、私学法上理事となる者と定められています(第38条1項1号)。この場合理事の地位は職責に基づくためその職を失うまで任期は来ないと解されます。登記において重任が発生するのは任期が来て再任された場合です。したがって園長が理事長になった場合は寄付行為に理事長もしくは園長の任期を定めている場合を除き、園長もしくは理事長が交代するまで役員変更登記は必要がないと考えられます。

Q5 財産目録、収支計算書、貸借対照表、事業報告書、監査報告書の公開が義務づけられましたが、その具体的内容について教えて下さい。

- A5 (1) 財産目録、収支計算書、貸借対照表、事業報告書は毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査報告書とともに各事務所に備置き、正当な理由がある場合を除き利害関係人の閲覧に供しなければなりません(改正法第47条第1項、第2項)
- (2) 財産目録、収支計算書、貸借対照表、事業報告書については様式参考例が私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(16文科高第304号、平成16年7月23日付文部科学省高等教育局私学部長通知)に示されています。
- (3) 財産目録は、従来通りで、様式例では資産額を(一)基本財産(二)運用財産(三)収益事業用財産に区分し、負債額を(一)固定負債(二)流動負債に区分しています。収支計算書、貸借対照表は学校法人会計基準によるものと同様となっています。同通知では、学校法人会計基準に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りるとされています。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であるとされています。事業報告書の様式例は法人の概要、事業の概要、財務の概要について記載するようになっています。

Q6 監査報告書は様式が示されていませんがどのようなことを書けばよいのでしょうか

- A6 (1) 監事の監査内容については、改正法第37条第3項に「学校法人の業務を監査すること、学校法人の財産の状況を監査すること」と規定され、これらの監査した結果を監査報告書にまとめることとなります。文科省の通知では、監事による監査報告書の内容については、各学校法人の規模や実情等に応じ各監事において適切に判断し作成されたいこととされています。
- (2) 監査報告書には長文式監査報告書と短文式監査報告書がありますが、ここではより一般的な短文式監査報告書について説明したいと思います。短文式監査報告書では、概ね宛先、監事の氏名、根拠条文、監査対象、監査の方法、監査結果を記載します。
- (3) 理事長もしくは理事会及び評議員会が宛先となります。通常、監事監査報告書の宛先は学校法人の代表権者である理事長とします。しかし、監事は学校法人に対し請負契約を行っているわけではなく、委任の関係にあると解されます。また、改正法第37条3項では、監査報告書を理事会及び評議員会に提出することとされています。したがって、理事会、評議員会を宛先としてもよいと思われます。

監事の氏名は自署が望まれます。

根拠条文については、前述の私学法第37条第3項及び寄附行為の該当条文を記載すれば良いでしょう

監査対象は、学校法人の業務及び学校法人の財産の状況となります。 「財産の状況の監査」とは、法人の帳簿、書類を閲覧、調査し、現金、有価証券、債権、不動産等の資産や負債についてその状況を調査することを指し、理事等に対し財産の状況について報告を求めることも可能とされています。

監査の方法は、実施した主な監査手続を出来るだけ簡潔にまとめればよいと思われる。たとえば、理事会出席、稟議書閲覧、業務執行状況についての聴取、現金実査、残高証明書の閲覧等が含まれますが、簡易な手続は「等」でまとめても問題はないと考えられます。なお、学校法人に「監事監査規程」があれば、それに準拠している旨を記載すると良いでしょう

監査結果については学校法人の業務執行が適正であったかどうか、学校法人の財産の状況が適当であるかどうかについて意見を述べればよいと思われます。

なお、改正法第37条第3項4号で「監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」とされており、これらがなければないことを明言する文言があっても良いでしょう

(4) 以下は、あくまで参考例ですが、監査報告書の文例を示しておきます。

(監事監査規程がない中小規模法人の例)

監事監査報告書		平成 年 月 日
学校法人	学園	
理 事 会	御中	
評 議 員 会	御中	
	学校法人	学園
	監事	
	監事	
私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人 学園寄附行為第条の規程に基づき学校法人 学園の平成 年度(平成 年4月1日から平成 年3月31日)の業務並びに財産の状況について監査を行った。		
私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。		
監査の結果、学校法人 学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。		

(監事監査規程がある大規模法人の例)

監事監査報告書	
平成 年 月 日	
学校法人 学園	
理 事 会 御中	
評 議 員 会 御中	
	学校法人 学園
	監事
	監事
<p>私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人 学園寄附行為第条の規程に基づき学校法人 学園の平成 年度(平成 年4月1日から平成 年3月31日)の業務並びに財産の状況について監査を行った。</p> <p>私たちは、監査を実施するにあたり「学校法人 学園 監事監査規程」に準拠した。「学校法人 学園 監事監査規程」は、監査において、内部統制の状況及びその有効性に留意し、本学校法人の財産及び業務の執行について適正かつ効率的な運営がおこなわれているかについて判断を行うとともに、重大な不正等の事実がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。私たちの監査は、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人(公認会計士)と連携し計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。</p>	

Q7 改正法第37条3項4号では「監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき」とありますが、改正前私学法の「学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき」とあるのとどのように違うのでしょうか。

- A7 (1) 改正前私学法で「理事の業務執行の状況」が「学校法人の業務」と変わったのは理事会の法定により、意思決定機関と業務執行機関との区分が明確になり、監事の監査はその双方を含むことを意味するものと思われます。なお、業務の内容には学校法人の経営に関する問題である以上、教学面も監査の対象となるとされています。

- (2) 改正前私学法の「不整」とは、理事の職権乱用行為、法令の規定違反等の不正行為が含まれ、「不正」より広義と解され、実質的に見て法人の公益目的に反する行為も含むとされ、単に「不正」というより広い意味で使われます。そのため改正法では「不正」とともに「寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したとき」とし、より具体的に規定されています。

Q8 Q7 に引き続き、改正法第37条3項4号では「..を発見したときは、これを所轄庁に報告し又は理事会及び評議員会に報告すること」とありますが、重大な不正等が発見したときでも必ずしも所轄庁に報告しなくてもよいということでしょうか。

- A8 (1) 改正前私学法で「..を発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること」とされていたものを変更したもので所轄庁への報告の取扱の部分は改正前と変わっていません。これは私立学校の自主性を尊重するという私学法の精神を踏まえて、所轄庁による関与をできるだけ抑制しているためと思われます。各学校法人による自主的な改善がまずは期待をされているわけです。従って、必ず所轄庁にもあわせて報告することを義務づけるのではなく、内容に応じて監事が、所轄庁と理事会及び評議員会の双方に、またはいずれかに報告する判断がゆだねられています。理事会及び評議員会に報告したが適切な対応がなされない場合には所轄庁に報告すべきであると考えられます。
- (2) また、改正前私学法で「所轄庁又は評議員会に報告」とされていたところが改正法で「所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告」と変更されたのは、理事会が法定化され、理事会が意思決定機関であるとともに理事の職務の執行の監督機関として位置づけられたこと(改正法第36条1項2項)によると思われます。

3. 寄付行為の改正

Q9 役員の定数、任期、選任、解任の方法並びに理事会に関する規定を記載して寄付行為の認可を受けるのは18年3月31日まででよいと伺いましたが、そのほかの規定は変更しなくても良いのでしょうか。また、17年3月31日までに変更認可を受けるのと18年3月31日までに変更認可を受けるのでは運営上何か差異があるのでしょうか

- A9 (1) 寄付行為の変更が必要な規定は以下の通りです。(改正私立学校法 Q&A より)
- 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
改正前私学法においても役員に関する規定は寄付行為に記載すべき事項とされ、役員の定数(本法35条1項)、理事長の選任方法(本法35条2項)、法人の業務決定の方法に特例を設ける場合にはその規定(本法36条)、理事の代表権に制限を加える場合にはその規定(本法37条1項)、理事選任の方法(本法38条1項、2項)は、当然に記載すべき事項でしたが、改正法の30条1項では具体的に役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定について記載しなければならないと規定されましたので、任期、解任の方法等の規定がない場合は、新たに規定をおく必要があります。
- 理事会に関する規定
理事会に関する規定はこれまでも寄付行為作成例では記載されていましたが、改正前私学法に規定されていなかったことから寄付行為に規定がない場合は、新たに規定をおく必要があります。
- 理事(理事長を除く。)の理事会招集権の規定

理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない（改正法第36条第3項）とされました。これらの規定がない場合には新たに規定をおく必要があります。

監事の職務の規定

監事の職務についても、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出することや監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べることなどが義務づけられました。従って、寄附行為を法律に合わせて変更する必要があります。

監事の選任手続の規定

監事の選任手続の規定について改正法と矛盾する規定をしている場合は、寄附行為を変更する必要があります。具体的には、改正法では「監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されています。また、評議員との兼職の禁止、外部監事の選任規定などがない場合は入れる必要があると考えられます。

評議員会への諮問事項の規定

「事業計画」が評議員会に対する諮問事項として追加されました（改正法第42条第1項第2号）ので、寄附行為上も明確にしておく必要があります。

評議員会への事業の実績の報告の規定

新たに「事業実績」も毎会計年度終了後2ヶ月以内に評議員会へ報告しなければならなくなりましたので、すでに寄附行為の中に決算の評議員会への報告について規定がある場合には、事業の実績について追加する必要があります。

情報公開の規定

財産目録等の備付け及び閲覧が義務づけられました（改正法第47条）ので寄附行為においても規定しておくことが望ましいとされています。

このうち、18年3月31日までの改正でよいのは と になります（附則第3条）

従いまして、 ~ については原則として平成17年3月31日までに変更認可の必要があると考えられます。また、 財産目録等の備付け及び閲覧の規定は記載しておいた方が良くとされています。

- (2) 寄附行為を変更していなくても、法律は当然に優先されますので(1)の ~ については改正私立学校法に従う必要があります。しかし、旧法の方が厳しい規定の場合それに基づいて寄附行為が作成されている部分は寄附行為が有効となります。具体的には、旧法第36条で学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決するとされていますが、現行法では原則として理事の過半数の出席で理事会が成立し、出席理事の過半数で決議することが出来ることになっています。従って、旧法に基づく寄附行為を変更していない場合は、理事総数の過半数の賛成がなければ決議が出来ないこととなります。

Q10 当法人の寄付行為では目的が「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」としていますが、今回の寄付行為作成例の改正では「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、な人材を育成することを目的とする」とされています。これに従い当法人においても寄付行為の目的を変更する必要があるのでしょうか。

A10 文部科学省は平成16年8月6日私学行政課長通知により学校法人寄付行為作成例の改正について(16高私行第3号)を公表しました。これは、寄付行為変更等の際の参考として作成されたもので、画一的に取り扱うことのないように留意を促していることから、強制適用されるものではないことがわかります。

この寄付行為作成例ではご指摘のように目的の部分が改正され、具体的にな人材を育成することを目的とすると記載しています。これは、私立学校法の一部を改正する法律案に対する付帯決議において学校法人の管理運営制度の改善に当たっては、学校法人の自主的・自律的な取組が一層求められるとされていることから、学校法人の自主性を重んじた改正と考えられます。

現在でも、多くの学校法人でその教育目標ないし建学の精神ないしを寄付行為の目的に記載しております。

学校法人といえども経営を営んでいく以上、各法人の目的は単に教育基本法及び学校教育法に従うことだけではないはずで、それぞれの法人が目指す建学の精神があって然るべきと考えられます。したがってそれを寄付行為に記載するのは当然のことと考えられます。

Q11 寄付行為作成例では、役員解任及び退任とし、第11条1項に解任事由を2項に退任事由を載せていますが、改正法の30条1項では役員定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定を記載することになっており、退任事由は入っていません。寄付行為の改正では必ずしも入れなくとも良いのでしょうか。

A11 寄付行為作成例では新たに第11条2項に役員は次の事由によって退任するとして1.任期の満了、2.辞任、3.学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったときとされています。1号事由は再任されなければ当然退任となり、2号事由も当然に退任となります。3号事由は役員欠格事由(改正私立学校法施行規則第2条1項)ですので退任する必要があります。したがって、寄付行為に記載されていなくともすべて退任事由になると思われますが、より明確にするためにその他役員に関する規定の中にも含まれるものと考えられます。

Q12 寄付行為作成例では理事長職務の代理等として第15条に理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行うとされています。改正前私学法では、全ての理事が登記され、寄付行為に従い理事が職務代理をした場合でも第三者との取引が成立すると思われませんが、改正私学法に従い理事長のみ代表権があるものとして登記した場合、職務代理を行う理事では第三者との取引が出来ないのではないのでしょうか。

A12 ご指摘の通り 改正私学法では寄付行為で定めない限り代表権は理事長のみが持つことになっており 登記も理事長のみで良いことになっています。したがって、寄付行為作成例第15条の事由に至ったときは、すみやかに職務代理者の登記をする必要があります。職務代理をやめた場合も同様です。これらは所轄に対する届出事項となっています(私立学校法施行規則第13条1項3項)。

4. 学校法人の運営その他

Q13 今回の私立学校法の改正で今後、学校法人の運営はどのように変わるのでしょうか

A13 (1) 意思決定機関と業務執行機関の分離

これまでは学校法人の業務は、原則として理事の過半数で決定され、理事はすべての業務について学校法人を代表するとされ、理事長は学校法人内部の事務を総括すると規定されているにすぎませんでした。

改正私立学校法では理事会の設置を法定化し、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するとし、理事会が意思決定機関であることを明確にしました。これに関連し、原則として理事の過半数の出席により理事会が成立し、出席理事の過半数で議事を決することになりました。もちろん、法より厳しい要件の寄付行為は有効と考えられます。

一方、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理するとされ、業務執行機関であることが明確になりました。また、他の理事も寄付行為の定める場合、その範囲で学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理することとなっています。したがって、登記をするのは代表権のある理事のみとなり、これまでたとえ寄付行為で代表権が制限されていたとしても、一般理事が単独で交わした契約を学校法人が無効と主張する法的根拠がありませんでしたが、これで明確になりました。

また、最低1人は選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員ではない外部の者を登用することが義務づけられました。この外部理事の登用は過去の外部性は問われなため、どこまで有効に機能するか疑問の向きもありますが、運用する学校法人の側で積極的に活用することが望まれます。

(2) 評議員会諮問事項の追加

前述のように評議員会の諮問事項に事業計画、事業の実績が追加されました。財務数値だけでは、質的な面を充分に表示できない上、専門家以外の者にはわかりづらい面があります。その内容は各学校法人にゆだねられますが、文科省の説明では、「事業計画」としては、今後の学部、学科の新增設の計画や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒等の募集計画などが考えられるとしています。また、「事業の実績」としては、当該年度の事業計画の結果や進捗状況などが考えられるとしています。

多くの学校法人ではすでに事業計画、事業実績を作成し評議員会に諮問していると思われるが、法定化することによって全ての学校法人において評議員会の実効性の確保が期待されているものと思われます。

(3) 監事制度の改善

監事の選任も評議員会の同意が必要となり 監査される側だけで監事が選ばれ
ることがないようになりました。また、理事と同様外部監事の登用も義務づけられまし
た。監査報告書の作成と理事会、評議員会への提出や学校法人の業務又は財産
の状況について、理事会に出席して意見を述べることも監事の職務として法定され
ました。また、文部科学省の説明では、監事が監査する学校法人の業務には教務も
含まれるとされています。

このように、監事の独立性の確保と監事機能の強化が期待されているわけですが、
その実効性の確保は各学校法人にゆだねられていることは言うまでもありません。

(4) 財務情報の公開

利害関係者に対する財務情報の公開が義務づけられたことにより、これまで以上に
学校法人の運営の透明性が要求されることになると考えられます。

ただ、改正法の財務情報の公開は全ての学校法人に共通に義務づけるべき最
低限の内容を規定するもので、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、
より積極的な情報提供に自主的に取り組むことが期待されるとしています。

また、小規模法人にあっては、不当な目的による開示請求への対応やプライバシー
の保護、また、実際の事務負担等についても配慮すべきものとしています。

Q14 今回の法改正で、学校法人のガバナンスの強化が言われており、新たに内部監査制度を 構築したいと考えていますが、どのような点に留意すればよいでしょうか？

A14 内部監査は、学校法人の運営管理のしくみが有効に機能しているか否かをチェックする
ものですが、主として、内部統制が有効でかつ効率的であるかどうかについてこれを継続
的に監視するために、内部統制の整備状況を評価し、運用状況を検証して、内部統制
の改善に関して助言し、勧告すること等を業務としています。

このため、内部監査制度を構築するためには、以下の点に留意する必要があります。

(1) 独立した組織

各部から独立した理事長直属の内部監査室を設けるなどして、内部監査担当者の
独立性を確保する必要があります。

また、その担当者には、学校法人の業務に精通した人を起用し、必要に応じて他
部門から応援を求めるともあります。

(2) マニュアル化

内部監査を行うにあたっては、以下の事項について規程などで明文化しておく必要
があります。

・内部監査の目的

・監査の対象（業務監査、会計監査、システム監査など）

・担当部署、担当者

・担当者の権限

・担当者の責務

・監査計画

・監査の実施

・監査の方法

・監査結果の報告

(3) 理事長へ報告

内部監査の結果は、原則として、改善提案とともに理事長に報告されるしくみが必要です。また、理事長は、その改善提案内容に対して、指導力を発揮して解決にあたるのが求められます。

Q15 学校法人の顧問弁護士に外部監事を依頼することによって、利害関係などの問題は起こらないでしょうか。

A15 結論からいえば、監事の欠格事由（私立学校法 38 条）に該当しない限り、学校法人の顧問弁護士が当該学校法人の外部監事に就任することに問題はありません。これは、学校法人と外部監事との関係は、法的には委任の関係にあたり、顧問弁護士は、学校法人が依頼した特定の事項についてのみ委任を受けて事務を処理するわけですから、学校法人との間に雇用関係はなく、原則として、監事に就任することは許容されます。

しかし、顧問弁護士であっても、いわゆる企業内弁護士のように、法人から給料を受け取って、専らその法人の法律事務を処理している場合には、委任関係というよりは雇用関係に近く、また職業倫理の点からも、問題が残ります。

なお、公認会計士の場合は、当該学校法人の監査を行っていないければ、監事に就任することはできますが、監事に就任している場合は、公認会計士法第 24 条の適用を受け、当該学校法人の同法第 2 条第 1 項に定める財務書類の監査又は証明をすることはできません。